

# 第 158 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 24 年 5 月 16 日（水）

午後 1 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

## 次 第

1 開 会

2 報 告

第 157 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2260 号 白石都市計画道路の変更について

議案第 2261 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2262 号 仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について

4 そ の 他

5 閉 会

## 第158回宮城県都市計画審議会出席委員

伊藤 恵子	(株) はなやか代表取締役
大山 弘子	東北緑化環境保全(株) 環境事業部課長
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
高橋 克子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
佐藤 憲 雄	農林水産省東北農政局長(代理)
清谷 伸 吾	国土交通省東北運輸局長(代理)
徳山 日出男	国土交通省東北地方整備局長(代理)
森田 幸 典	宮城県警察本部長(代理)
奥山 恵美子	宮城県市長会会長(代理)
菊地 恵 一	宮城県議会議員
内海 太	宮城県議会議員
佐藤 正 昭	宮城県市議会議長会会長

(以上13名)

## 1 開 会

### （1）新任委員の紹介

○事務局（鈴木総括） ただいまから第 158 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降に、委員の委嘱替えがございましたので、御紹介いたします。

はじめに、株式会社はなやか代表取締役の伊藤恵子委員でございます。

東北大学大学院工学研究科教授の小野田泰明委員でございます。

東北大学大学院情報科学研究科教授の桑原雅夫委員でございます。桑原委員におかれましては、本日御都合により、欠席されております。

続きまして、宮城県医師会常任理事の高橋克子委員でございます。

### （2）会議の成立

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の定足数についてでございますが、本日は代理出席の方を含めまして、13名の委員のご出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席表に記載しておりますので、御参照願います。

### （3）非公開事案についての説明

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の公開・非公開について申し上げます。本日御審議いただく3件の議案のうち、議案第2262号につきましては、土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書についての議案でございます。当該意見書の付議につきましては、情報公開条例第8条において非開示情報とされる「特定の個人が識別され」る情報を含んでおりますことから、本審議会議事運営規則第11条ただし書きの規定に基づきまして、第127回審議会において、非開示で審議を行うことが議決されております。従いまして、当該議案審議につきましては、非公開で行うこととなります。その他、2件の議案につきましては、非公開議案に該当しておりませんので、審議は公開で行うこととなります。次に、傍聴される方々にお願いでございます。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願いいたします。また、非公開となっている議案の審議の際は御退席賜りますようお願いいたします。

### （4）会長の選任

○事務局（鈴木総括） 次に、会長の選任に移らせていただきます。大村虔一前会長が退任されたため、議事に先立ちまして、新たに会長の選任をお願いしたいと思います。会長選任までの間、幹事の高橋土木部次長が仮の議長となり議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

○高橋土木部次長 高橋でございます。暫時、議長を務めさせていただきます。それでは、会長の選任についてお諮りをいたします。会長の選任につきましては、先ほど説明がありましたとおり、都市計画審議会条例第4条第一項の規定により、学識経験者の委員の中から選任することとなっております。どなたか、御推薦をお願いします。

[大山委員挙手]

○大山委員 都市計画審議会の在席も長く、これまで、東北大学で、都市計画や土木計画を専門として御活躍されている、森杉壽芳委員にお願いしたいと思いますが、皆様にお諮りいたします。

○高橋土木部次長 はい、ただいま、森杉委員の御推薦がありました。他にございませんか。

[「なし」の声多数あり]

○高橋土木部次長 それでは、御推薦が1名であるため、都市計画審議会条例第4条の規定による選挙を省略いたしまして、お諮りをいたします。森杉委員を会長に選任することについて、御異議ございませんか。

[「なし」の声多数あり]

○高橋土木部次長 御異議がないようですので、森杉委員を会長に選任することに決定いたしました。

#### (5) 新会長挨拶

○事務局（鈴木総括） ありがとうございます。それでは、新会長から就任の御挨拶をいただきたいと存じます。森杉会長、よろしく申し上げます。

○森杉会長 このたび、都計審の会長ということで、非常に重責だと自覚しております。特に今期は、復興計画関係の都市計画事業が目白押しでありまして、これに対する審議や意見書、こういうものについての審議を、十分慎重に、明確に、公正に行う必要がございます。これはおそらく、今回の都市計画審議会の委員の任期の方々にとっては、大変な重責かと思いますが、是非ともよろしく願い申しあげたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○事務局（鈴木総括） ありがとうございます。それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、森杉会長、よろしくお祈りいたします。

#### (6) 会長の職務代理者の指名議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。議事に入ります前に、都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、あらかじめ会長の職務代理者を指名させていただきます。本日御欠席であります、東北活性化研究センターフェローの牛尾委員を指名いたしますので、この件ご了承のほどお願いいたします。

#### (7) 議事録署名人の指名

○森杉議長 次に、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。小野田委員と、内海委員をお願いいたします。

### 2 前回議案の処理報告

○森杉議長 次に、前回の第157回の審議会の議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、都市計画課長の方からご報告させていただきます。お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回第157回の審議会におきまして、議案第2253号ほか6件につきまして御審議をいただきました。処理結果を資料の右欄に記載してございますけれども、議案第2254号につきましては都市計画決定いたします仙台市の用途地域の変更等と調整中でありまして、手続き中となっておりますが、その他の議案につきましては、審議結果に基づきまして手続きを終了しております。以上でございます。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。以上の報告につきまして、御質問等ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしいですか。はい、それでは、この件、第157回の審議会における議案の処理報告、これを終わります。

### 3 議案審議

#### 議案第2260号 白石都市計画道路の変更について

○森杉委員 それでは、議案審議に入ります。議案審議ですが、本日の審議件数は、議案第2260号から第2262号の3件ということになっております。議長といたしましては、円滑な議事運営に努めて参りたいと思います。委員の皆様方の、慎重かつ精力的な御審議のほどを賜りたいと思います。また、事務局の方におきまして、分かりやすい説明をお願いいたします。

それでは、第一の議案であります第2260号、「白石都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい、それでは、議案第 2260 号「白石都市計画道路の変更について」を御説明申しあげます。

議案書の 5 ページをお開きください。都市計画道路 3・5・9 号「白石沖西堀線」、これを変更するものでございまして、ゴシック体で記載されている内容が変更点ということになってございます。交差点部の区域の変更及び、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更に合わせて計画決定として、車線数を 2 車線として決定するものでございます。

都市計画道路 3・5・9 号「白石沖西堀線」は、白石市市街地中心部を南北に縦断する幹線道路といたしまして、幅員 11 m から 12 m、延長 3,530 m で、昭和 30 年 11 月に都市計画決定がされているところでございます。

今回、整備をするにあたりまして将来交通量の見直しを行った結果、交差点形状等の変更が必要となったため、交差点部の区域の変更を行うものでございます。

議案書の 6 ページを御覧ください。図面右側が北方向、いわゆる仙台方向でございまして、左側が南方向、福島県方向となっております。図面の左側に東北縦貫自動車道と国道 4 号がございまして、その下側、すなわち東側に白石市の市街地が形成されているところでございます。「白石沖西堀線」は、図面上でピンク色で表示してございますけれども、白石市田町二丁目を起点といたしまして、白石市の中心市街地、JR 白石駅前を通過して、一部主要地方道白石柴田線と重複した形で、白石市郡山宇馬場堀東に至る幹線街路となっております。図面中央の青点線で囲んだ区域が、今回、変更する箇所を表してございます。その下に拡大図を載せてございます。図面の左下の凡例にございまして、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表してございます。黄色が廃止する区域となります。今回の変更でございまして、将来交通量の見直しの結果、本路線と「市道郡山長町線」及び「都市計画道路 3・5・7 蔵本上郡山線」いわゆる「国道 113 号」との交差点形状の変更が必要となったために、交差点区域の変更をおこなうものでございます。

参考資料でございまして、1 ページをお開きください。こちらは、変更箇所を拡大した図面となっております。変更対象の「白石沖西堀線」が図面の左から右に、横に記載されてございます。交差する道路の左側が「市道郡山長町線」、右側が「国道 113 号」となっております。黄色が変更前の都市計画決定のラインでございまして、赤色が今回変更するラインということになってございます。この区間の標準幅員 12 m には変更ございませんが、それぞれの交差箇所におきまして、右折レーンの拡幅あるいは交差点形状の変更をおこなっているところでございます。

同じく参考資料の 2 ページを御覧いただきたいと思っております。横断図となっております。いわゆる上の一般部の幅員 12 m に対しまして、下の横断図のとおり、交差点箇所は右折レーンを付加することとなりまして、15 m となっております。

以上で、議案第 2260 号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありましたが、委員の皆様方からの御意見・御質問をいただきたいと思っております。よろしくどうぞ。

○森杉議長 ありませんか。この件は、よろしいですかね。意見もないようですし、縦覧に対しても意見がなかったようですので、これはよろしいと思います。

それでは、意見がありませんので、お諮りいたします。議案 2260 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 はい、ありがとうございました。それでは御異議ないものと認め、本案につきましては原案どおり承認することと決定いたします。ありがとうございました。

#### 議案第 2261 号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉議長 次に、議案第 2261 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局の方から議案の概要を説明願います。

○事務局（佐伯建築宅地課長） 御説明いたします。議案書ですね、8 ページをお開きいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

まず、施設の計画を説明する前にですね、付議する理由、根拠をちょっと御説明したいと思います。8 ページのいちばん下なのですが、「参考」というところでございます。建築基準法抜粋、卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置、第 51 条「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画法にて敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と、こう決められております。今回この施設は、一行目にあります「その他政令で定める処理施設」に該当するものであります。それで、これは都市計画決定してるものではありませんので、ただし書きになるわけなのですが、ただし、このアンダーラインのところですが、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」、これは、この限りでない、こう定められております。これらのことから、今回付議するものでございます。

次に、この計画の許可の必要性なのでありますが、今回の建築主は、当該地においてですね、計画地におきまして、平成 22 年 9 月から、廃プラスチック類及び紙くずの圧縮固化を行いまして、固形燃料を製造する産業廃棄物処理をおこなっております。今回、既存施設をそのまま使用するわけなのでありますが、廃プラスチック類及び木くずの破碎の処理の工程を加えるということを計画しまして、そのために、この建築基準法第 51 条の許可を新規に申請するというものでございます。

それでは、計画書の四角の中を御説明していきたいと思います。施設名称 産業廃棄物処理施設、建築主 仙台市宮城野区港一丁目 20 の 5 新港リサイクル株式会社 代表取締役 渡邊昭光、敷地ですが、位置 宮城郡利府町しらかし台六丁目 5 番 14、5 番 15 です。面積は、4262.56 平米。地域地区であります、これは工業専用地域、市街化区域の工業専用地域になってござい

ます。建築物ですが、用途は産業廃棄物中間処理施設。工事種別、今回の工事の種別ですが、これは既存施設を変更するということから、用途変更 建築基準法第 51 条不要の産業廃棄物中間処理施設から許可要の産業廃棄物中間処理施設への変更と、このようなものでございます。この施設の構造・規模でございますが、3 棟ございまして、工場棟 これは鉄骨造 2 階建て 延べ面積 1279.00 平米、事務所棟 鉄骨造平屋建て 延べ面積 123.19 平米。ポンプ室 コンクリートブロック造でありまして、平屋建て、延べ面積 7.52 平米でございます。次に、処理施設についてですが、許可対象施設、これは従来から設置している破砕機、この工場棟の中に入っているものでありますが、これを使用し、廃プラスチック類及び木くずの破砕をおこなうものであります。そしてその処理能力、これは廃プラスチック類につきましては、50.4 t/日、木くずが 52.8 t/日です。そしてその他の紙くず及び繊維くずの破砕とか、または廃プラスチック等の圧縮固化、これらについては今回このような製造工程があるわけなのであります。許可対象外となっております。これは、この処理能力に係るものなのであります。建築基準法 51 条の規定においてですね、廃プラスチック類の破砕については、工業専用地域においては、一番上の 50.4 t と書いてございますが、これは、1 日 6 t を超える場合、また、その下の木くず類、52.8 t とあるわけですが、これが 1 日 5 t を超える場合、これが許可が必要ということになりますことから、今回これが許可対象と、そのようなことでございます。

次に、図面の方を御説明したいと思います。大きい図面、9 ページをお開きいただけたらと思います。まず、左の方でございますが、都市計画図、これにおいて説明をと考えております。この図面中央、四角い黒ですね、これが敷地でございます。しらかし台工業団地、この薄く水色のところが工業専用地域なのであります。その中央に位置してございます。そしてその敷地の南側、南西側と言ったらいいか、斜めに接している細長い道ですが、これは主要地方道塩釜吉岡線、これに接してございます。そして、工業団地周辺の土地利用等でございますが、御覧のように主に第一種低層住居専用地域でございます。それで、この工業団地との間においてはですね、左下の方、南西側又は東側、この右側のところですが、工業団地とこの緑の第一種低層住居専用地域の間ですが、ここにおいては公園や緑地が配置されてございます。図面で見ますと小さな四角、これは住宅なのであります。その間においてはですね、都市計画における緑地とか公園又は開発行為によって設けられた緑地、このようなものがバッファーとして用意されてございます。また、北側の方につきましては、黄色の地域がございまして、これは第一種住居地域が指定されてございまして、直接は、工業専用地域とこの第一種低層住居専用地域が接しないと、そのような都市計画上、又は開発計画上の配慮がされているところでございます。また、この今回の計画地でございますが、文教施設等、西側にしらかし台中学校がございまして、ここからは約 400 m くらい、また、北東方向、この診療所、歯科医院と示してございまして、ここからも 300 m くらいの距離がございまして。次に、図面右側、下の方の説明をと、付近見取図を御説明いたします。この図面を分かりますように、今回の申請地、この周辺はですね、工場棟、工専の用途指定をされているところで当り前ではございますが、工場棟が立地してございます。次に、その上、右側上の方の配置図を御説明いたします。この茶色で囲んだところが申請地でございます。黒く塗っているところが建物でございまして、さきほど御説明しました、左側から事務所、中央に大きく工場、それと右側にポンプ室となっております。申請敷地、これは左側のところですが、さきほ

どの主要地方道、幅員 16 m の塩釜吉岡線が接しているところであります。それと図面右側、北側の方になるわけでありますが、これは 12 m の幅員、町道しらかし台 12 - 2 号線でございます。この敷地の下の入り口は、県道からを計画してございます。この廃棄物等を搬入し、固形燃料を製造するわけなのでありますが、この搬入は、この県道側から入って、中で製造・加工するということになるわけでありますが、大型トラックにより 1 日 8 台から 10 台くらい、搬出入合計です、予定してございます。また、付近近界圏の道路の状況なんでありますが、敷地外周道路等には通学路の指定はございません。次に、当該施設の環境対策を御説明したいと思います。大気汚染に関しては、この施設についてはですね、破碎処理、これはこの工場の建屋内でおこないます。破碎機は、この中に収まってまして、集塵機等も一緒に設置し、そこから粉塵等の飛散を防止するよう計画されてございます。また、騒音につきましては、同じようにこの中で機械が動くものですから、その機械も低速回転のものを使用し、大きな騒音が発生しないというものでございます。また、振動等も、小さなものを使うということでございます。また、水質汚濁についてでございますが、圧縮固化過程において水を使うということがございます。それは、ここで製造された固形燃料、これが少々熱を帯びているところがございまして、それにですね、水を噴霧するというをおこないます。その時に、水を噴霧させ、気化熱によって冷却するわけなのでありますが、ただ、噴霧するという量でございまして、そこから排水が出るということではございません。また、悪臭についてでございますが、これは、破碎処理の工程で悪臭が出るということはないのでありますが、圧縮固化する段階で弱い臭気が発生すると。ただ、これについてはですね、脱臭装置、活性炭を利用するものをセットしてございまして、外に出るということはありません。また、飛散防止なのでありますが、搬入されたもの、これは屋内保管となっております。また、搬入するとき、トラックについてもですね、周りの壁の高いバケットのダンプトラックにシートを被せておこないますので、漏れるということの心配をしないよう配慮してございます。この地域、工業専用地域という御説明をいたしました。それで、環境基準、工業専用地域についてはですね、法的な騒音・振動、そのような基準はございません。ただ、計画者の方でですね、計画している状況を御説明しますと、その工業専用地域より、より基準の厳しい工業地域、これを念頭において、クリアしているかどうかということのチェックにおいてもですね、十分工業地域レベルのものであっても基準をクリアしているという、そのような状況にございます。当該施設の設置計画については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」というものがございまして、施設の設置に関しては、そちらの方の設置許可が必要になります。その処理状況であります。担当部局の方に確認したところ、この申請内容、環境対策等について問題はないと、そのような情報を得ております。最後になりますが、当該市町村の利府町であります。その意見についてですが、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用上ですね、支障がないと、そのような回答を町の方から得てございます。以上で説明を終わります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。皆様から、ただいいただきました事務局からの御説明に対して御質問、御意見並びに審議のほどをお願いしたいと思います。ありませんか。どうぞ自由に。

それでは、私の方から1つ。まず、現状の第一種住専地域に囲まれた格好で工業専用地域があるわけですね。一見したところ極めて危なっかしい感じがするんですが、騒音や環境その他のことに関して、この施設とは関係なく現状はどんな状況なんでしょうか。まず全く問題ないような状況なのでしょうか。それを1つ伺っておくと安心できるんじゃないかと思うんですが。

○事務局（佐伯建築宅地課長） はい。私たちもその件、町の方に確認いたしました。都市計画の用途指定、公園、用途地域、十分配慮されているということではあるわけなんですけど、ただ工専であるという前提もあるわけで、ちょっと気になりまして。町の方に確認したところ、この地域において苦情等、全然出ておりません。

○森杉議長 ありがとうございます。他にございませんか。よろしいですか。

○森杉議長 今のお話では問題なさそうですが、いかがですか。もう1つ現状についてお聞きしておきたいのですが、ここの工場は現在も廃棄物の処理をしているんでしょう。それはどんなことをやっているわけですか。

○事務局（佐伯建築宅地課長） 現在は同じように紙くず、廃プラの固形燃料を作っております。ただ、今回、処理能力のところの一番上に書いてあります51条対象（破砕）と、その廃プラスチック類、木くずは今は破砕ということをやっていないんですが、できるようにはしてございますが、許可が必要になったということです。もう少し説明しますと、同じ機械を使うものですから、今以上に音が出るということではなくて、現状と同じような状況ということです。

○森杉議長 はい。わかりました。他にございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見を改めてお伺いいたします。議案第2261号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案件につきましては、原案のとおり承認することと決定いたします。

議案第2262号 仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理事業の  
事業計画変更に関する意見書について

○森杉議長 次は議案第2262号の審議です。先ほど事務局の方からの御説明がありましたとおり、当該議案は土地区画整理事業の事業計画変更に関する意見書についての議案になります。したがって、非公開で審議を行う議案に該当します。このため、審議は非公開で行いますので、傍聴人

の方、報道機関の方は御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

(非公開議案審議部分 略)

#### 4 その他

○森杉議長 以上をもちまして、議案第 2262 号の審議を終了いたします。本日予定していた審議案件というのはすべて終了いたしました。委員の皆様方から何か御意見ございませんか。この件につきましては、先ほど小野田委員からご提案いただきましたように、見解に関して、一応資料として、県の見解を整理したものを準備しておいて、今後の参考に役立たせると、そういう作業をお願いしたいと思っております。

それから、菊地委員の方から、特に今後のこういう意見書が出てくる可能性があるものに対して十分準備をしてくださいという御意見がありました。これは当面県の方で勉強していただかなくてはなりませんが、まずは市町村です。基本的にはこの問題は。県も後から出てきますが、これも御意見ございましたら、いただきたいんですが、こういう案はどうかということだけをいただくと大変県としても参考にさせていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

これは難しいですね。それでは、事務局の方で考えてみてください。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい、わかりました。

○森杉議長 他にございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 特に多賀城市の区画整理事業と高架事業については、皆さんご関心が高いと思います。かなり着々と高架事業は進んでおりますが、はっきり言うと駅前の衰退はかなり厳しいものがあるのではないかと私は思っております。都市計画審議会事項ではないかも知れませんが、しかし、県民の1人としては、何としても応援とか、あるいは提案ということができていくと事業が進展していくというふうに思っております。皆様方の御意見をいただいたら、何らかの格好で市とか県とか、あるいはそちらの方向への反映のしかたは事務局の方でも可能だと思います。御意見等賜りたいと思っております。

他にございませんか。いいですか。

[「はい」と発言する者あり]

○森杉議長 それでは、本日の会議を終了いたします。どうもご協力ありがとうございました。

## 5 閉 会

○司会（鈴木総括） 長時間にわたり御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第158回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

ここで、事務局から1点お願いがございます。本日配布いたしました資料のうち、非公開で審議を行った議案に関する資料、具体的には議案書(別冊)と参考資料(別冊)の2冊でございますが、これらにつきましては個人情報がかかれております関係から、お持ち帰りいただかず、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。なお、次回、第159回審議会の開催日程につきましては、諮問する議案に係る各種調整や事業実施時期などを考慮いたしまして、日程が決まり次第早めにご連絡させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

午後3時15分閉会